
第二児童相談所整備基本計画策定業務

<業務仕様書>

令和2年（2020年）5月

札幌市子ども未来局児童相談所

役務業務委託料等内訳書

業務名 第二児童相談所整備基本計画策定業務

(令和2年度 設計業務委託等技術者単価適用)

業 務 総 括 表

名 称	種 別	単 位	数 量	単 価	金 額	備 考
(A) 直接人件費						
整備基本計画策定		式				業務内訳書 1
PPP/PFI導入可能性検討		式				業務内訳書 2
小計						
(B) 諸経費						
直接経費	図面等作成 (電子成果品等)	式				
	印刷製本費 (材料費等)	式				
小計						
(C) 技術経費						
		式				
(D) 特別経費						
		式				
計						(A)+(B)+(C)+(D)
設計委託料		式				
消費税等相当額		式				
総委託料		式				

業務委託内容説明書

- 1 業務名称
第二児童相談所整備基本計画策定業務
- 2 履行期間
契約締結の日から令和2年10月21日まで

- 3 総委託料
総委託料金 円
委託価格金 円
消費税等相当額金 円

- 4 業務人・日 (133 人)

注1) 業務人・日は委託料を算定するための参考数量であり、契約上の業務人・日を規定するものではありません。

注2) 業務人・日数は技師Cを基準として算定しています。

(仕様書に規定する業務遂行に要するすべての人件費相当分を含みます。)

- 5 業務の目的
第二児童相談所の施設規模・構成等の検討を行い、基本設計・実施設計の作成で必要となる施設整備基本計画策定等を行う。
- 6 業務内容
業務委託特記仕様書による。

業務委託特記仕様書

1 一般事項

(適用範囲)

第1条 この仕様書は、札幌市子ども未来局児童相談所が実施する「第二児童相談所整備基本計画策定業務」（以下「本業務」という。）の委託に適用する。

2 この仕様書の解釈に疑義を生じた場合又は記載のない事項の取扱いについては、委託者と受託者で協議して決定するものとする。

(業務の準備)

第2条 受託者は、業務の目的を十分理解し、目的達成のために必要な人員を確保し、持てる能力を全て発揮するよう責任のある担当者を備えなければならない。

(業務計画書)

第3条 受託者は、契約後、速やかに本業務実施に関する「業務計画書」を提出し、承諾を受けること。

(打合せ等)

第4条 業務の実施に当たっては、受託者は委託者と常に綿密な連絡を取り、その連絡事項及び打合せ内容について記録し、委託者に提出すること。また、疑義が生じた場合は、委託者と協議の上、その指示に従うこと。

(資料等の貸与及び返還)

第5条 受託者は、業務を行う上で必要となる資料等の借用を書面で申し入れることができるものとする。この場合、受託者は貸与される資料等について借用書を提出しなければならない。

2 受託者は、業務完了したときは、貸与された資料等について直ちに返還するものとする。

(機密の保持等)

第6条 受託者は、本業務の処理にあたり知り得た一切の事項について、他に漏らしてはならない。

2 委託者が提供する資料等を第三者に提供したり、目的以外に使用したりしてはならない。

(成果品)

第7条 全ての成果物は委託者の所有とする。また、本業務において作成した図面、イラスト、写真等の著作権は札幌市に帰属する。

2 受託者は、成果物の内容を公表してはならない。ただし、あらかじめ委託者の承諾を得た場合はこの限りでない。

(環境負荷の低減)

第8条 委託業務の実施にあたっては、環境に配慮し、エネルギーの節約及びリサイクルの推進に努めること。

(完了届)

第9条 業務完了後、速やかに「完了届」を提出すること。

2 業務の概要

本業務は、第二児童相談所の施設整備に係る基本事項の整理を行い、第二児童相談所整備基本計画（案）（以下「基本計画（案）」という。）の策定、及び事業推進上必要となる各種調査・検討を行うものである。

◆ 業務内容

第二児童相談所の施設規模・構成等の検討を行い、基本・実施設計業務を行うに当たって必要となる整備条件等について本業務で整理・検討する。

1 基本事項の整理

(1) 建設候補地

札幌市白石区本郷通3丁目北（旧水道局白石庁舎跡地※）（面積：2674.02㎡）

※同庁舎は令和2年度に解体予定となっている。

(2) 関係法令の順守

児童福祉法等の関係法令を順守するとともに、児童相談所運営指針等の国の関係指針を踏まえた基本計画（案）とすること。

検討を行うに当たっては、建築基準法、都市計画法、消防法、水道法、下水道法、電気事業法、ガス事業法、電気通信事業法、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律、駐車場法、本市各種条例、その他関係法令（以下「法令等」という。）を順守すること。

(3) 施設計画の整理

委託者で取りまとめた別紙1「与条件の整理」を前提として他自治体における児童相談所の整備事例や整備計画等を参考に施設計画を整理する。なお、整理する上で、施設職員の意見を集約の上、要望への対応方法を検討することとし、必要諸室については、必要最低限面積等を発注者と協議の上決定すること。

(4) 施設の概略設計

(3)の計画が実現可能であることの確認を行うため、以下の項目を参考に概略計画及び図面を作成し、確認を行う。

【施設概略（参考）】

- ・計画フレーム：諸室及び施設に必要な諸機能（相談室、執務室、会議室、一時保護所、駐車場等）の規模とその考え方
- ・施設配置概略計画：候補地において可能な施設配置及び空間配置の考え方
- ・交通概略計画：候補地周辺道路の概況の整理、敷地への車両進入動線の設定及び必要な対策等
- ・構造概略計画：必要な施設規模や内容を踏まえた施設の構造形式の考え方
- ・設備候補選定：施設に必要な主な設備の抽出及び方式の検討
- ・法令等確認：各種計画等の法令等への適合確認
- ・諸室面積の構成案：別紙2（参考）

- ・ 要望事項への対応：要望事項への対応方法の検討
- ・ 保全工事の容易性：運営を維持しながら保全改修を行うための諸検討

(5) PPP/PFI導入可能性の検討

施設整備に当たって下記項目を整理し、PPP/PFI手法の導入適否検討に向けた条件整理を行う。

ア) 事業手法の検討

他都市の事例等からPPP/PFI手法のメリット・デメリットを整理する。また、手法別の想定事業スケジュールの整理、比較を行う。

イ) VFMシミュレーションに向けた整理

施設整備における従来型(公設公営型)の事業手法とPPP/PFI手法(2手法程度)について、次の項目について費用面の簡易比較をするための概算を行う。概算は、類似事例を基にしたもので行うこと。

- ・ 施設整備費
- ・ 維持管理・運営費

(6) 参考(資料提供)

必要に応じて、委託者で事前に検討した第二児童相談所整備基本計画策定に係る以下の資料の借用を申し入れることができる。

- ・ 第二児童相談所整備基本計画策定に向けた検討業務(令和元年度)に係る成果物

2 基本計画(案)の策定

(1) 「1 基本事項の整理」で精査した内容を骨格とし、基本計画(案)を作成する。

計画に盛り込む事項は、下記項目を基本とし、委託者に分かりやすい内容とすることを意識して全体を構成すること。また、必要に応じて項目等の追加を行うこと。

ア) 施設整備のコンセプト

イ) 導入機能、必要規模

ウ) 施設計画等

エ) 概算事業費

オ) 施設整備の事業手法(事業スキーム、事業スケジュール)

(2) 「1 基本事項の整理 (4) 施設の概略設計」で精査した内容を骨格とし、内容の実現性を確認するため、以下に示す施設の概略設計を作成する。

【作成する概略設計(協議資料)】

概略設計には、関係機関等との協議用として、イメージ図など視覚的に分かりやすい手法(立面イメージ、断面イメージなどを含む。)を用い、検討資料として利用可能な内容とする。イメージは、複数案用意することとし、それらを基に協議、検討を行い、成果物として残す設計資料の整理を行う。

【作成する設計資料(成果)】

① 図面の作成

- ・ 配置図

- ・平面図（各フロア）、求積表
- ・仮設計画
- ・給排水ガス引込み計画
- ②工程、事業費等の算定
 - ・概略工程表
 - ・概算工事費

3 履行期間

契約締結日から10月21日まで

4 成果品

次の成果品を提出すること。なお、提出期限については、特記事項に定める事項（中間報告）のほか、業務主任が業務に係る進捗状況等を勘案の上、その都度指示するものとする。

- ・基本計画(案) 5部、業務報告書 3部
- ・打合せ記録簿 1部
- ・関係機関等から収集した資料及び図面 一式
- ・成果品の電子データ（CD-ROMの提出）一式
- ・その他、業務主任が必要と認めた資料等 一式
- ・図面については、受託者使用のcad形式、dxf形式、pdf形式で提出

5 特記事項

- 中間報告1（暫定成果の報告）

「1 基本事項の整理」の(5) PPP/PFI導入可能性の検討、「2 基本計画（案）の策定」の(1) ア、イ)については、令和2年6月19日までに一旦の整理を終え、暫定的な仮成果として報告すること。
- 中間報告2（仮成果の報告）

令和2年8月28日までに配置図及び平面図の一旦の整理を終え、仮成果として報告すること。仮成果は、内部協議等の基礎資料として使用する。
- 近隣施設等への配慮
建設候補地における施設の規模に鑑み、施工時の仮設や土工事における近隣への影響（騒音・振動・悪臭・粉塵・電波障害・交通規制等による生活環境への影響）が最小限となるよう対策案を検討すること。

6 参考

(1) 札幌市児童福祉総合センターの概要

ア 所在地

札幌市中央区北7条西26丁目1番1号

イ 施設概要等

敷地面積：3,633.49 m²

建築構造：鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階 地下2階 塔屋1階

建築面積：2,328.96 m²

延床面積：6,260.72 m²

(内訳) 児童相談所 2,250.52 m²

発達医療センター 651.71 m²

はるにれ学園 551.21 m²

その他共有等 2,807.28 m²

※児童相談所関連の延床面積（共有部を面積按分した場合は、約4,080 m²）

着工日：平成4年8月3日 竣工日：平成5年10月25日

開設日：平成5年11月29日

(2) 第2次札幌市児童相談体制強化プラン

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/plan2.html>

(3) 札幌市児童相談所業務概要（令和元年度版）

<http://www.city.sapporo.jp/kodomo/jisou/gyoumugaiyo.html>

(4) 児童相談所運営指針（厚生労働省ホームページ）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000375442.pdf>